県政経営会議資料
令和８年(2026 年) ９月１日
総務部財政課

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

１　改正の理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 23 号。以下「改正法」という。）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、新たな事務に係る手数料の追加を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

２　改正の概要

(1) 建築基準法に基づく事務手数料について、特定業務施設等誘導地区における建築物の容積率等に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとします。(別表第 43 関係)

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正によって「特定業務施設等誘導地区」が新設されることに伴い、当該地区における建築物の容積率等に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料を、新たに設定するもの。

・特例の許可の申請に対する審査の手数料　160,000 円

※特定業務施設等：ｵﾌｨｽ、ｲﾝｷｭﾍﾞｰｼｮﾝ施設、集客施設等

【影響額】０千円（件数が見込まれないため、影響なし）

【参　考】　他府県の動向（6 月末時点）

大阪府：160,000 円予定（9 月議会）、兵庫県：160,000 円予定（9 月議会）

和歌山県：160,000 円予定（2 月議会）、奈良県：検討中（検討中）

京都府：171,360 円予定（規則で規定しており議会上程不要）

(2) この条例は、この条例の公布の日または改正法の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

議第　号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年　月　日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第43(22)の２の３の項の次に次のように加える。

(22)の２の４　法第60条の４第１項第３号の規定に基づく建築物の容積率もしくは建築面積または同条第２項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000円

付　則

この条例は、この条例の公布の日または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

<table>
<tr>
<td>旧</td>
<td>新</td>
</tr>
<tr>
<td>本則・付則　省略
別表第１～別表第42　省略
別表第43
建築基準法に基づく事務手数料
<table>
<tr><td>区分</td><td>金額</td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)～(22)の２の３　省略</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(22)の３～(50)　省略</td></tr>
</table>
注　省略
別表第43の２以下　省略</td>
<td>本則・付則　省略
別表第１～別表第42　省略
別表第43
建築基準法に基づく事務手数料
<table>
<tr><td>区分</td><td>金額</td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)～(22)の２の３　省略</td></tr>
<tr><td>(22)の２の４　法第60条の４第１項第３号の規定に基づく建築物の容積率もしくは建築面積または同条第２項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料</td><td>160,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">(22)の３～(50)　省略</td></tr>
</table>
注　省略
別表第43の２以下　省略</td>
</tr>
</table>